

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

国立大学法人大阪大学

法人番号：58

学部・研究科等番号・名称：26 高等司法研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由） 1. 教育の実施体制</p> <p>【原文】 「基本的組織の編成」については、教員数、教員配置、学生定員充足状況が水準を満たすなど・・・（以下略）</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「基本的組織の編成」については、<u>独立研究科として設置され</u>、教員数、教員配置、学生定員充足状況が水準を満たすなど・・・（以下略）</p> <p>【理由】 高等司法研究科が法科大学院としての組織的独立性を確保するために既存の法学研究科とは別に独立研究科として設置されたことは、教育体制の点で特記すべきものである。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>